

消 防 危 第 91 号  
平成 24 年 3 月 30 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」の  
一部改正について

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準等に係る運用については、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」（平成 10 年 3 月 13 日付け消防危第 25 号。以下「25 号通知」という。）によりお願いしているところです。

今般、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る技術上の基準について、「製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」（平成 23 年総務省告示第 559 号）において当該給油取扱所に設置されるパッケージ型固定泡消火設備の技術上の基準が規定されたこと、及び「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」（平成 24 年総務省令第 12 号）においてエタノールを 10% 含有するガソリン等（日本工業規格 K 2 2 0 2 「自動車ガソリン」に規定するもののうち 1 号（E）及び 2 号（E）に該当するもの。）を取り扱う顧客用固定給油設備に彩色を施す場合の色等が規定されたことから、25 号通知を下記のとおり改めることとしましたので通知します。

貴職におかれましては、このことに留意され、引き続き適切な運用をお願いするとともに、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 25号通知の一部改正について

25号通知の一部を次のように改正する。

(1) 第2、5(2)中「(同表下線部)」を削り、表を次のように改める。

取り扱う危険物の種類	文字	色
自動車ガソリン（日本工業規格K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち1号に限る。）	「ハイオクガソリン」 又は「ハイオク」	黄
自動車ガソリン（日本工業規格K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち1号(E)に限る。）	「ハイオクガソリン (E)」又は「ハイオク (E)」	ピン ク
自動車ガソリン（日本工業規格K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち2号に限る。）	「レギュラーガソリ ン」又は「レギュラー」	赤
自動車ガソリン（日本工業規格K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち2号(E)に限る。）	「レギュラーガソリ ン(E)」又は「レギ ュラー(E)」	紫
軽油	「軽油」 「プレミアム軽油」	緑 黄緑
灯油	「灯油」	青

(2) 第4、1(1)中「に定められたもののほか、別紙の運用指針によることとし、「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」(平成元年3月22日付け消防危第24号消防庁危険物規制課長通知)別紙の消火設備及び警報設備に関する運用指針は適用しないこと」を「及び「製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」(平成23年総務省告示第559号)によること」に改める。

(3) 別紙を削る。

### 2 運用期日について

この通知による改正後の25号通知は、平成24年4月1日から施行する。

以上

(問い合わせ先) 消防庁危険物保安室 担当：中本課長補佐、竹本係長 TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534
--

## 「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」(平成10年3月13日消防危第25号)

## 新旧対照表

(網掛け部分は改正部分)

新			旧		
第1 (略) 第2 (略) 1～4 (略) 5 (略) (1) (略) (2) 顧客用…彩色の制限の対象とはならないものであること。 また、エンジン清浄剤等を添加した軽油を別品目として販売する場合において、これを軽油の範囲で区別するときには、文字に「プレミアム軽油」を、色に黄緑を用いて差し支えないものであること。  なお、…ものであること。			第1 (略) 第2 (略) 1～4 (略) 5 (略) (1) (略) (2) 顧客用…彩色の制限の対象とはならないものであること。 また、エンジン清浄剤等を添加した軽油を別品目として販売する場合において、これを軽油の範囲で区別するときには、文字に「プレミアム軽油」を、色に黄緑を用いて差し支えないものであること (同表下線部)。 なお、…ものであること。		
取り扱う危険物の種類	文字	色	取り扱う危険物の種類	文字	色
自動車ガソリン (日本工業規格 K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち1号に限る。)	「ハイオクガソリン」又は「ハイオク」	黄	自動車ガソリン (日本工業規格 K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち1号に限る。)	「ハイオクガソリン」又は「ハイオク」	黄
自動車ガソリン (日本工業規格 K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち1号(E)に限る。)	「ハイオクガソリン(E)」又は「ハイオク(E)」	ピンク	自動車ガソリン (日本工業規格 K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち2号に限る。)	「レギュラーガソリン」又は「レギュラー」	赤
自動車ガソリン (日本工業規格 K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち2号に限る。)	「レギュラーガソリン」又は「レギュラー」	赤	軽油	「軽油」 「プレミアム軽油」	緑 黄緑
			灯油	「灯油」	青

自動車ガソリン（日本工業規格 K2202「自動車ガソリン」に規定 するもののうち2号(E)に限る。）	「レギュラーガソリン (E)」又は「レギュラー (E)」	紫
軽油	「軽油」 「プレミアム軽油」	緑 黄緑
灯油	「灯油」	青

- 6 (略)
- 第3 (略)
- 第4 (略)
- 1 (略)
- (1) 第三種の固定式の…必要はないものであること（規則第32条の6第4号ただし書）。当該泡消火設備の設置に関しては、規則及び「製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」（平成23年総務省令第559号）によること。
- (2) (略)
- 2及び3 (略)
- 第5～第7 (略)

(別紙) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に設置する泡消火設備の運用指針  
(削除)

- 6 (略)
- 第3 (略)
- 第4 (略)
- 1 (略)
- (1) 第三種の固定式の…必要はないものであること（規則第32条の6第4号ただし書）。当該泡消火設備の設置に関しては、規則に定められたもののほか、別紙の運用指針によることとし、「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」（平成元年3月22日付け消防危第24号消防庁危険物規制課長通知）別紙の消火設備及び警報設備に関する運用指針は適用しないこと。
- (2) (略)
- 2及び3 (略)
- 第5～第7 (略)

(別紙) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に設置する泡消火設備の運用指針  
(略)